

○湯河原町真鶴町衛生組合職員倫理条例施行規則

平成19年12月 4 日
規則第 4 号

(趣旨)

第1条 この規則は、湯河原町真鶴町衛生組合職員倫理条例（平成19年湯河原町真鶴町衛生組合条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(倫理行動規準)

第2条 職員（条例第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）は、地方公務員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、条例第3条に規定する倫理原則とともに次に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

- (1) 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- (2) 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

(利害関係者)

第3条 この規則において、「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

- (1) 許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等をいう。）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等（条例第2条第2項に規定する事業者等及び同条第3項の規定により事業者等とみなされる者をいう。以下同じ。）、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人（同条第3項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。）及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- (2) 立入検査又は監査（法令及び条例の規定に基づき行われるものに限る。以下「検査等」という。）をする事務 当該検査等を受ける事業者等又は特定個人
- (3) 不利益処分（行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分をいう。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は特定個人
- (4) 行政指導（行政手続法第2条第6号に規定する行政指導をいう。）をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する契約に関する事務 当該契約を締結している事業者等、当該契約の申込みをしている事業者等及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

2 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間（当

該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。

- 3 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者でもあるものとみなす。

(禁止行為)

第4条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものを含む。）を受けること。
 - (2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
 - (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
 - (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
 - (5) 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
 - (6) 利害関係者から供応接待を受けること。
 - (7) 利害関係者と共に飲食をすること。
 - (8) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
 - (9) 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。
- 2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。
- (1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であつて広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
 - (2) 多数の者が出席する立食パーティー（飲食物が提供される会合であつて立食形式で行われるものをいう。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
 - (3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
 - (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者とその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。
 - (5) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
 - (6) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に飲食をすること。

(7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に簡素な飲食をすること。

(8) 利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食をすること。ただし、職務として出席した会議その他打合せのための会合の際における簡素な飲食以外の飲食（夜間におけるものに限る。）にあっては、倫理監督者（条例第6条第1項に規定する倫理監督者をいう。以下同じ。）が、公正な職務の執行に対する湯河原町及び真鶴町の町民（以下「町民」という。）の疑惑や不信を招くおそれがないと認めて許可したのものに限る。

3 第1項の規定の適用については、職員が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

（禁止行為の例外）

第5条 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等に鑑み、公正な職務の執行に対する町民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為を行うことができる。

2 職員は、前項の公正な職務の執行に対する町民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督者に相談し、その指示に従うものとする。

（利害関係者以外の者等との間における禁止行為）

第6条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

（倫理監督者）

第7条 条例第6条第1項の規則で定める倫理監督者は、組合長が指定する者を充てるものとする。

（倫理監督者への相談）

第8条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第4条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者に相談するものとする。

（贈与等の報告）

第9条 条例第9条第1項の規則で定める者は、湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（昭和52年湯河原町真鶴町衛生組合条例第13号）別表第1行政職給料表（一）の職務の級6級以上の職員をいう。

2 条例第9条第1項の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 利害関係者以外の事業者等から5,000円を超える金銭、物品又は不動産の贈与を受けること。
- (2) 利害関係者以外の事業者等から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- (3) 利害関係者以外の事業者等が行う無償又は著しく低い価格で物品又は不動産の貸付けを受けること（利害関係者以外の業者等の負担によるものを含む。）。
- (4) 利害関係者以外の事業者等から無償又は著しく低い価格で5,000円相当を超える役務の提供を受けること（利害関係者以外の事業者等の負担によるものを含む。）。
- (5) 利害関係者以外の事業者等から未公開株式を譲り受けること。
- (6) 利害関係者以外の事業者等から1人当たりの経費が5,000円を超える飲食物の提供を受けること。
- (7) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、1人当たりの経費が5,000円を超える飲食物の提供を受けること。
- (8) 利害関係者以外の事業者等と共に遊技又はゴルフをすること。
- (9) 第4条第2項第7号に規定する飲食物の提供（1人当たりの経費が1,500円を超えるものに限る。）を受けること。

（報告書の様式）

第10条 条例第9条第1項の贈与等報告書は、別記様式によるものとする。

（報告書の提出期限）

第11条 条例第9条第2項の規則で定める期間は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間（以下「4半期」という。）ごとに、当該4半期の翌4半期の初日から14日以内とする。

附 則

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

別記様式（第 10 条関係）

年 月 日

贈 与 等 報 告 書

倫理監督者 様

職名及び氏名 印

贈与等により利益を受けた年月日	年 月 日
贈与の基因となった事実	
贈与等の内容	
贈与等により受けた利益の価額（推計したものにあっては、その根拠）	
接待を受けた場所の名称及び住所、同席した者の人数並びに同席した者の職業	
贈与等をした事業者等の名称及び住所	
事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の役職及び氏名	
贈与等をした事業者等と職員の職務及び職員の属する部課等との関係	

- (注) 1 「贈与の基因となった事実」欄には、供応接待、贈与等と記入する。
2 「贈与等の内容」欄には、現金、有価証券、不動産、物品、債務負担等の別及びその詳細を記入する。
3 「贈与等により受けた利益の価額（推計したものにあっては、その根拠）」欄には、販売業者への確認、カタログ等による推定等価額を推定した方法を記入する。
4 1件につき1枚に記入する。

別記様式（第10条関係）